

被災市町を離れ、2次避難所(ホテル・旅館等)へ避難されている皆様へ

被災市町を離れ、石川県内他市町や他都道府県の2次避難所(ホテル・旅館等)に避難されている方に対しても、被災地の避難所に避難されている方と同様に、**生活支援物資の提供**、**罹災証明書の交付**、**被災者生活再建支援金等の支給**などを行っております。 ※2次避難所(ホテル・旅館等)の宿泊料は無料です(罹災証明書は必要ありません)



石川県ホームページ
能登半島地震に関する情報

生活支援物資

- **衣服・下着類**、**おむつ**や**生理用品**等の生活支援物資の提供については、避難先の市町にご相談ください。

<相談先> 避難先の市町 ※食事については、食事付きをお申し込みの場合、ホテル・旅館から提供

住まいの支援

- 応急的な**お住まいの支援**を行っております。

- ①ご自宅の応急修理
- ②応急仮設住宅への入居
- ③賃貸型応急住宅(アパート等)への入居
- ④公営住宅への入居



避難先の市町、または以下「相談先」にご相談ください。

<相談先> 石川県土木部建築住宅課 076-225-1777
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai_portal.html

医療・介護の自己負担の猶予・免除

- 災害救助法の適用市町の住民の方で住宅の全半壊等一定の要件を満たす方については、**医療・介護の自己負担の支払いが猶予・免除**されます。

※詳しくは、ご加入の各保険者(市町(国民健康保険、介護保険)、後期高齢者医療広域連合、協会けんぽ、国保組合、健保組合、共済組合)にお問い合わせください。

生活福祉資金(緊急小口資金)

- 当座の**生活費の貸付**を行っています。

<相談先>
お近くの市町村社会福祉協議会
(<http://www.zcwvc.net/about/list.html>)



罹災証明書

- 避難先からでも、以下のいずれかの方法により、**罹災証明書**の申請が可能です。

- ①郵送
- ②電話・FAX
- ③避難先の市町村職員の支援を得て申請
※行政書士会による無料申請サポートも実施
- ④マイナポータル等の電子申請

<相談先>

(石川県内)に避難されている方 (石川県外)に避難されている方
避難先の市町 被災市町

被災者生活再建支援金・災害援護資金

- 避難先からでも、以下のいずれかの方法により、**被災者生活再建支援金**及び**災害援護資金**の申請が可能です。

- ①被災市町への郵送
- ②マイナポータル等の電子申請
※石川県内では輪島市のみ

<相談先>

被災市町